

死亡した場合

所有者や使用者が死亡した場合、死亡者に納税通知書を送ることはできませんので、管轄地区の登録機関で、必ず下記の手続きを行ってください。

① ご家族等、別の方が使用している場合・・・**名義変更**

② 車両を解体し廃車にする場合・・・・・・・・・・**抹消**